



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ワコールホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 塚本 能交  
(コード番号 3591 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画部長 宮城 晃  
(TEL. 075-682-1010)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 69 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」と言います。）に、株式併合および定款の一部変更（単元株式数の変更等）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会にて決定する予定です。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定め、当社がこれに対応するものです。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にすると

ともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を行うことといたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の5億株から2億5,000万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	143,378,085株
併合により減少する株式数	71,689,043株
併合後の発行済株式総数	71,689,042株

「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	14,230人(100.0%)	143,378,085株(100.0%)
2株未満	161人(1.1%)	161株(0.0%)
2株以上	14,069人(98.9%)	143,377,924株(100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様161名(所有株式数の合計161株)は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の目的

上記「1. (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条(単元株式数)を変更するとともに、「2. (1) 併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000</u> 千株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>250,000</u> 千株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

#### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式の併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 主要日程

取締役会決議日	平成29年5月10日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
単元株式の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

#### 【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

## (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する取り組みを進めております。当社はこの取り組みの趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株へ変更することといたしました。併せて、投資単位（1単元株式の購入金額）について、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合後において、株主様がご所有の当社株式数は併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 5. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5. 株主様がご所有の当社株式数は、株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にして、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主優待への影響はありますか。

A 6. 3月末および9月末の時点で弊社株式を保有している株主様に、保有株式数に応じて弊社商品券「ワコールエッセンスチェック」をお送りしています。現在 1,000 株以上及び 3,000 株以上を保有する株主様に対して実施しておりますが、単元株式数の変更及び株式の併合後につきましては、500 株以上及び 1,500 株以上の基準に変更いたします。

保有株式数		ワコールエッセンスチェック	
現状	変更後	現状	変更後
1,000 株以上	500 株以上	年 2 回 各 3,000 円分	年 2 回 各 3,000 円分
3,000 株以上	1,500 株以上	年 2 回 各 5,000 円分	年 2 回 各 5,000 円分

また、弊社通信販売では、株主様優待割引を実施しています。現状、1,000 株以上保有の株主様には、ご希望に応じシーズン毎にお送りしております弊社通販カタログ、及び弊社インターネット通信販売に掲載の商品を 20%引きでお求めいただけますが、これにつきましては、100 株以上の基準に変更いたします。なお、新たに年間購入限度額を設定させていただく予定です。

保有株式数		通信販売割引率	
現状	変更後	現状	変更後
1,000 株以上	100 株以上	お買い上げ毎に 20%引き	お買い上げ毎に 20%引き

Q 7. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 7. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日の前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,635 株	1 個	817 株	8 個	0.5 株
例③	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例④	797 株	0 個	398 株	3 個	0.5 株
例⑤	199 株	0 個	99 株	0 個	0.5 株
例⑥	1 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

- ・例①、例③に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式（例②は17株、例④は98株、例⑤は99株）につきましては、ご希望により「単元未満株式の買い取り」又は「単元未満株式の買い増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。
- ・例②、例④、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例⑥につきましては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。
- ・なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは株主様が口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。

**Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

**Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

A 9. 次のとおり予定しております。

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 10 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日（予定）
1,000 株単位での最終売買日	平成 29 年 9 月 26 日（予定）
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日（予定）
単元株式数変更及び株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株主様へ株式併合割当通知発送	平成 29 年 10 月下旬（予定）
端数株式処分代金のお支払い	平成 29 年 12 月上旬（予定）

※株主名簿管理人（お問い合わせ先）

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

住所： 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話： 0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間： 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）